

目 次

○第1号（7月14日）

議事日程 第1号	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	2
欠席議員	2
説明のため出席した者	2
事務局職員出席者	2
町長挨拶	3
開会・開議	3
日程第 1 会議録署名議員の指名	3
日程第 2 会期の決定	4
日程第 3 議案第40号 平成27年度吉岡町社会体育館改修工事請負契約の締結について	4
日程第 4 議会議員の派遣について	20
町長挨拶	20
閉 会	21

平成27年第3回吉岡町議会臨時会会議録第1号

平成27年7月14日（火曜日）

議事日程 第1号

平成27年7月14日（火曜日）1時30分開議

本日の会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 議案第40号 平成27年度吉岡町社会体育館改修工事請負契約の締結について

(提案・質疑・討論・表決)

日程第 4 議会議員の派遣について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（16人）

1番	富岡大志君	2番	大林裕子君
3番	金谷康弘君	4番	五十嵐善一君
5番	柴崎徳一郎君	6番	竹内憲明君
7番	高山武尚君	8番	村越哲夫君
9番	坂田一広君	10番	飯島衛君
11番	岩崎信幸君	12番	平形薫君
13番	山畑祐男君	14番	馬場周二君
15番	小池春雄君	16番	岸祐次君

欠席議員 なし

説明のため出席した者

町長	石関昭君	副町長	堤壽登君
教育長	大沢清君	総務政策課長	小淵莊作君
財務課長	大澤弘幸君	教育委員会事務局長	南雲尚雄君

事務局職員出席者

事務局長 大井隆雄 主任 青木史枝

議 長（岸 祐次君） 皆さん、こんにちは。

町長挨拶

議 長（岸 祐次君） 平成27年第3回吉岡町議会臨時会の開会するに当たり、町長から発言の申し入れがありましたので、これを許可します。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町 長（石関 昭君） 皆さん、こんにちは。

臨時議会開会に当たりまして、一言挨拶を申し上げます。

暑い中、大変ご苦勞さまでございます。梅雨の中休みと申しましょか、ここ二、三日、大変暑い日が続いております。これから梅雨の終わりの大雨によって災害が発生しなければよいと心配しているところでもあります。とかくこの時期は変わりやすい天気でもありません。どうか健康には十分気をつけてほしいと思っております。

さて、6月議会が閉会しましてまだ日が余りたっていないうちの臨時議会開催にご理解をいただきまして、まことにありがとうございます。心よりの感謝を申し上げます。

さて、本臨時会には、平成27年度吉岡町社会体育館改修工事の請負契約の締結についての議案1件を上程させていただきました。ぜひとも議決をいただきまして、円滑な工事の進捗に努めたいと考えているところでもあります。何とぞ慎重審議の上、可決くださいますようお願いを申し上げます。挨拶とさせていただきます。

どうかよろしくお願ひ申し上げます。

開会・開議

午後1時33分開会・開議

議 長（岸 祐次君） ただいまの出席議員は16名で、定足数に達しております。

これより平成27年第3回吉岡町議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程〔第1号〕により会議を進めます。

日程第1 会議録署名議員の指名

議 長（岸 祐次君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において5番柴崎徳一郎議員、6番竹内憲明議員を指名します。

日程第2 会期の決定

議長（岸 祐次君） 日程第2、会期の決定について議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は本日1日限りといたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（岸 祐次君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日限りと決定します。

日程第3 議案第40号 平成27年度吉岡町社会体育館改修工事請負契約の締結について

議長（岸 祐次君） 日程第3、議案第40号 平成27年度吉岡町社会体育館改修工事請負契約の締結についてを議題とします。

石関町長より提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 説明を申し上げます。

議案第40号 平成27年度吉岡町社会体育館改修工事請負契約の締結について、提案説明を申し上げます。

平成27年度吉岡町社会体育館改修工事請負契約の締結をしたいので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

1つ、契約の目的ですが、平成27年度吉岡町社会体育館改修工事です。

2つ目といたしまして、契約の方法は、指名競争入札による契約です。

3番目といたしまして、契約金額は、1億6,632万円であります。

4番目といたしまして、契約の相手方は、前橋市岩神町4丁目10番19号、池下工業株式会社です。

その他詳細につきましては、教育委員会事務局長をして説明させますので、よろしくご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議長（岸 祐次君） 南雲教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 南雲尚雄君発言〕

教育委員会事務局長（南雲尚雄君） それでは、補足説明をさせていただきます。

吉岡町社会体育館改修工事は、平成27年7月2日に指名競争入札によりまして予定価格事前公表のもと、入札参加業者12社により入札が執行されました。参加した業者名に

つきましては、お配りしてあります資料の2ページをごらんください。入札執行調書をごらんいただければと思います。

続きまして、資料の1をごらんください。建設工事請負仮契約書になります。

1、工事名、平成27年度吉岡町社会体育館改修工事。

2、工事場所、吉岡町大字南下地内。

3、工期、吉岡町議会議決の日から平成28年2月29日。

4、請負代金金額ですが、税込みで1億6,632万円。

5、契約保証金ですが、請負代金額の1割、1,663万2,000円。

6、解体工事に要する費用等は別紙のとおりですとうたっておりますが、資料7をごらんください。2のところに、解体工事に要する費用は567万5,943円です。

再び、資料の1ページにお戻りください。

受注者は、群馬県前橋市岩神町4丁目10番19号、池下工業株式会社、代表取締役、小島秀薫と仮契約を締結したところであります。

仮契約書におきましては、契約に基づく本契約について、吉岡町議会の議決があったときは、この契約は、地方自治法第234条第5項に規定する契約書とみなし、信義に従って誠実にこれを履行するものであります。

続きまして、工事の概要ですが、内容につきましては3つの柱に分かれております。

1つ目の柱ですが、本体工事であります屋根、内装、外装の床などの建築工事。2つ目の柱が、照明等の電気設備工事。3つ目の柱がトイレ改修や給排水等の衛生器具設備工事となります。

最初に1つ目の柱ですが、建設工事の内容は、屋根工事、内外装工事が主なもので、本体の屋根工事と玄関屋根の塗装工事等になっております。塗装工事は、下処理を行った後、下塗り、中塗り、上塗りを行います。内外装工事につきましては、主に剣道場、柔道場の床の下地から改修し、アリーナの床は、フローリング部の表面を研磨した後、ライン等の引き直しを行います。また、体育器具工事として、バスケット装置の入れかえを行います。このバスケット装置ですが、現在耐震構造になっておりませんので、耐震構造になっておる装置ということで入れかえを行います。

2つ目の柱ですが、電気設備工事は、LEDを用いた照明器具設備、電灯・非常灯設備。ほかに放送・音響設備、自動火災報知装置などになります。

最後に、3つ目の柱ですが、衛生器具設備工事は、トイレの便器、洗面所設備等の入れかえとなっております。トイレにつきましては、全て洋式に入れかえます。これは、吉岡町社会体育館が指定避難場所に指定されていることから、トイレ等は足腰が弱い方でも利用しやすい洋式便器ということで採用しております。

雑駁ではありますが、以上、概要説明となります。よろしくお願ひいたします。

議長（岸 祐次君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

13番山畑議員。

〔13番 山畑祐男君発言〕

13番（山畑祐男君） 今、本体の屋根、これは多分全部張りかえるんだと思うんですけども、それのところと、剣道場や柔道場の床は全面的に改修するのか、その辺の明示がなかったところですか。

あとは、トイレの改修はわかったんですけども、その辺をもう一度詳しく説明願ひたいと思うんです。

議長（岸 祐次君） 南雲教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 南雲尚雄君発言〕

教育委員会事務局長（南雲尚雄君） 屋根の改修工事でありますけれども、社会体育館の本体大屋根になります。これは張りかえではなく、さびていたり補修が必要なところ、そういったところを重点的にやりますので、先ほど申し上げたとおり、まず研磨、要するに何と申しますか、きれいに研磨をしましてそれから塗装に入るんですが、下塗り、中塗り、上塗りということで3層の塗装を予定しております、張りかえ等は考えておりません。

また、床の改修工事であります、現在剣道場と柔道場は1階のフロアで開放しているわけなんです、それぞれやはり床の面が大分ぶよぶよになってしましまして、いつ落ちてしまうかわからないような状態ということで、それぞれの床面下の下地から改修をしまして、最終的に柔道場であれば畳の張りかえ、剣道場であればフローリング部の張りかえという予定をしております。

また、トイレにつきましては、現在和式便所で利用しているわけなんです、先ほど申し上げたとおり緊急避難所に指定されておる関係から、弱者でも利用しやすい洋式便所ということで計画をしております。

議長（岸 祐次君） よろしいですか。山畑議員。

〔13番 山畑祐男君発言〕

13番（山畑祐男君） ということは、剣道場の場合は、あの下床は全部かえるということですね。ぶよぶよしたところだけではなくて、全体をかえてしまうということでしょうか。

議長（岸 祐次君） 南雲教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 南雲尚雄君発言〕

教育委員会事務局長（南雲尚雄君） 剣道場の板張りの面につきましては、張りかえということでご

ございます。

議長（岸 祐次君） ほかにありませんか。

岩崎議員。

〔11番 岩崎信幸君発言〕

11番（岩崎信幸君） 私もある程度関係があるので、それに関しては全面的に改修をお願いしたいわけですが、先ほど屋根の部分のところでいつも気になっておるのは、天井板、特にバレーをやった場合やレシーブしてボールが上がって、天井板のところが分かれていまして既に穴があいている状態でございます。それに対する改修はどうされるのかお聞きします。

議長（岸 祐次君） 南雲教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 南雲尚雄君発言〕

教育委員会事務局長（南雲尚雄君） アリーナの天井部分につきましては、震災以降つり天井に対して指導がありまして、その補強または撤去という形で選択できたんですけれども、吉岡町の場合は、確かに穴がぼこぼこ開いているような状態でもありましたので、天井は既に取り外してある状態であります。

議長（岸 祐次君） 岩崎議員。

〔11番 岩崎信幸君発言〕

11番（岩崎信幸君） 外してあって、では現状のままで工事を進めていくという形でよろしいですか。

議長（岸 祐次君） 南雲教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 南雲尚雄君発言〕

教育委員会事務局長（南雲尚雄君） ですから、天井部分がない関係で今骨組みがそのまま見えている状態、今の状態で改修工事をやっていくということになっております。

議長（岸 祐次君） 岩崎議員。

〔11番 岩崎信幸君発言〕

11番（岩崎信幸君） わかりました。そうあったので今そういう現況のままでやっていくのでそれでお願いしたいと思うわけでありまして。

工期が約7カ月ですね。柔道場、剣道場、当然これは個別で、アリーナに関しましては町民、家庭婦人バレーボール、中学校のバレーボールが使っていると思われまして、その他バスケット、当然ながらバドミントンもたまに使うと思うわけですが、といいますと、これに対して約7カ月、その専門部に対する練習場の区分けは今回どういう形にするか、それをお聞きします。

議長（岸 祐次君） 南雲教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 南雲尚雄君発言〕

教育委員会事務局長（南雲尚雄君） 工期が平成28年2月28日、7カ月間という大分長い工期になりますので、社会体育の利用団体に関しては大変支障、ご迷惑をかけるということで、数カ月前から体育施設の利用調整会議、その中で柔道、剣道、それから社会体育館を利用する各種団体に対して9月から利用ができなくなってしまうということで、練習先をかえるというような形で協力を願っているところで、団体に関してはご了解をいただいております。

議長（岸 祐次君） 岩崎議員、4回目ですよ。

〔11番 岩崎信幸君発言〕

11番（岩崎信幸君） 特に柔道、剣道に関しましては、施設が結局吉岡の中にはあとはないような形になりますので、その対処はどうするかです。

議長（岸 祐次君） 南雲教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 南雲尚雄君発言〕

教育委員会事務局長（南雲尚雄君） 柔道場、剣道場につきましては、中学校の部活動にも利用しています。関係団体に関しまして、柔道場につきましては、現在吉岡中学校の中2階アリーナがありますが、そちらの一部、半分ぐらいを貸していただきまして部活に利用していただく。

また、剣道場につきましては、まだ最終的に行き先が決まっておらないんですが、本日現在で言えば、明治小学校の体育館をお借りしてそこで練習をするというような協議は現在進めておるところです。

議長（岸 祐次君） 回数4回、もう今度5回目になりますけれども、だめですよ。

ほかにありますか。13番山畑議員。

〔13番 山畑祐男君発言〕

13番（山畑祐男君） これは工事の中に入るかどうかわからないんですけども、剣道場の窓の外に網戸がないですね。すると、夏場窓を開けて練習していると虫がばんばん、ガなどが入ってきて子供たちの演習に非常に支障を来しているんです。この際工事ですから、そこまで配慮していただけるとありがたいと思うんですけども、網戸は結構枚数がありますので金額もかさむと思うんです。

あと、柔道場の下窓のところは、フェンスがないためにスライディングしていると窓から出てしまう可能性がある。私も夜、見学させていただいたんですけども、それもやはり関係者の意見を聞いて、どうせですからこの際そういったところも配慮していただけるとありがたいと思うんですけども、いかがでしょうか。

議長（岸 祐次君） 南雲教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 南雲尚雄君発言〕

教育委員会事務局長（南雲尚雄君） 網戸と柔道場の下の窓の関係なんですけれども、この工事が起
工されたときに、担当から後追いで実は網戸と、たしか下の窓、この辺のちょっと対応と
いうことで学校からも相談を受けていますよという声は聞こえておりますので、その辺、
事実関係を確認しながら対応できるところはしていきたいと考えております。

議長（岸 祐次君） よろしいですか。ほかに質問ありませんか。

小池議員。

〔15番 小池春雄君発言〕

15番（小池春雄君） 今話を聞いていて網戸という話がありましたけれども、そもそも山畑議
員のした質問どおりに夏はエアコンが入っていて、もう十分だということであればそれは
そうなんでしょうけれども、まして夏場の夜とかになればそれは明るければ当然虫は入っ
てきますよね。そもそも、そのことを検討してみたいなんていうこと自体が間違っている
ので、そんなもの検討した中で対応するというのは当たり前のことだと思うんですよ。こ
れから検討してみるなんてそんなばかなこと言わないでほしい、本当に。そんなものはそ
の中に入って当然。それをしっかり対処してほしい。

それと、ここが緊急時の避難場所にもなるということでありました。この図面から見ま
すと女性用トイレが3つだと思うんですが、緊急避難所となってくると皆さんは今緊急時
には、この施設にどのぐらいの人を収容することが可能なのかということ想定している
と思うんですよね。そういうときには、どこの施設もそうなんですけれども、緊急時に問
題になるのがやっぱりお手洗いなんです。この数でそもそも本当にそういう緊急時に間
に合うかどうかということが考慮されていないと私は思うんです。男性用のお手洗いも恐
らく同じくらいだと思うんですけれども、どっちかというところ、この町にあります文
化センターを見ましても、公演が終わったりしてその後というのは人が一度に入ってくる
んですよね。そうすると、やはり用を足すのに男性と女性を比べた場合には、どうしても
女性のほうが長くなる。そういうことから考えても、今の男性・女性ということに限らず、
やはりどっちが多い少ないという問題ではなくて、絶えず半々いるんだという考えの中で、
一般的には今まで見ると、お風呂なんかでも女性の風呂が小さかったり男性の風呂が大き
かったというのがありますけれども、まだそういうような考えというのはいるんなどころ
に残っているんじゃないかと思うんです。そうであれば、女性のほうが用を足すのに時間
が長いんだということであれば数も必要です。これからはそういう見方で物を見ていかな
いとならないんじゃないかと私は思っております。

ですから、先ほど言いましたように、緊急避難のときに、あそこに何人を収容すること
が可能なんだと。全くそのところは考えないでやっているとは思わないんです。でもそ

のことも、使いたいという考えでありますから、そのときに十分なお手洗いの数、どこのいろんな震災があった、災害があったというところの場所を見ても、一番問題になるのが食べ物とお手洗いですよ。そこまで考慮されているかどうか、本当にこの数でいいのかどうかというところをどこまで検討したかについてお尋ねします。

議長（岸 祐次君） 南雲教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 南雲尚雄君発言〕

教育委員会事務局長（南雲尚雄君） 小池議員のご指摘のとおり、やはりトイレ等については、災害避難指定場所としての機能では、やはり少ないかなと考えております。しかしながら、今回の社会体育館の改修工事につきましては、あくまでも屋根、アリーナ、柔道場、剣道場等の床面の改修、それにあわせてちょっと使いづらい和式便所を使いやすい洋式トイレに改修するという、あくまでも避難場所としての改修工事ではなくて、社会体育館の改修工事ということで計画を進めてまいりましたので、やはり一旦事が起きたときの災害時を考慮すると足りないかもしれませんが、そのときには仮設トイレ等で対応するしかないのかなと考えております。

以上です。

議長（岸 祐次君） 小池議員。

〔15番 小池春雄君発言〕

15番（小池春雄君） 皆さんの言い分も何となくはわかるんです。この間、教育長が改築じゃなくて改修だからと、でも改修なんですよ。だから改修でもそちらが言っているように、緊急避難場所にも指定をしてあるということですよ。そうであれば、なかったらつけると、ちょっと出せばいいでしょう。緊急のときというのは、皆さん仮設トイレと言いますけれども、緊急のときにはトイレが来ないんですよ、緊急のときというのは。どんな災害が起こるかかわからないでしょう。そのときに人がそこを緊急避難所として緊急避難するとき、どっかの業者に仮設のトイレ頼むべなんて、そんなことは不可能なことなんです。ですから、緊急避難所の指定をするということであれば、町長、そのことも今回は改修だから考えていないということですけども、緊急避難場所と指定してあるということであれば、そこまで私は検討する必要があるんだと思いますけれども、いかがでしょうか。そこは、多少建物から続けてちょっと出したりするということは可能だと思うんです。

物事というのは、一回決まってしまうと議会で皆さんそれで決まったんだからそれでいいじゃないかというので、後になってみたら皆さんが承諾したんでしょと、こういうふうになりますから。まだつくる前ですから、ぜひともそのことを緊急避難場所指定として、そう思ったらお手洗いが足りないということがわかったというのであれば、やはり私はその時点で何か考えるべきだと。これはこれとしても、建物はこれだけでも、では次

にこれはどこに出せるかわかりませんが、どっちの方向でも構わないですけれども、そういう緊急避難時に使えるようなトイレの増設も考えてみようじゃないかということが大事ではないかと思っておりますけれども、町長、いかがでしょうか。

議 長（岸 祐次君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町 長（石関 昭君） 今教育委員会の方がご説明していたとおりなんですけれども、やはりこれは改修工事ということで今見ております。その中で、せっかくやるのだからいわゆる今のトイレは和式であるということで相なれば、せめて洋式にかえておこうということが一つの一端でこの改修工事になったのではないかなとは思っております。確かに今言った災害時の避難場所として指定しているわけですが、それはいわゆる社会体育館ばかりではなく違うところも指定しているところは十二分にあると思っております。そういったことで、いわゆる公会堂だとか公民館だとかああいうところもほとんど指定にはなっておりますが、今のところはそういった考えでは物事は進んでいないというのが現状ではないかとは思っております。

今、小池議員が言われるように災害時ということを中心に考えた場合には、足りないことは間違いないと思っております。そういったことも頭に入れながらいわゆる公会堂だとか体育館だとかあらゆるところにそういった施設をつくっていかなければこれからはだめなのかなということではあります。今回の社会体育館の工事は改修工事と。その中で今言ったトイレをやるのは、今いわゆる和式トイレではどのように入ったらいいんだろうという子供もいる、もちろん大人もいるということで、これはいい機会だからそれで直しておこうということなんですけれども、いい機会だからそれでやれということでしょうけれども、今のところはそういったことは考えずにやってまいりました。

議 長（岸 祐次君） 小池議員。

〔15番 小池春雄君発言〕

15番（小池春雄君） 私は先ほど緊急避難時にここは何人くらい想定していますかということをお聞きしましたが、それについては回答がありません。こちらの質問にも回数の制限がありますので。でも、ただ漠然と緊急避難所と指定しているのではなくて、どこでもそうだと思うんですけれども、その時と場合にもよるんでしょうけれども、どのぐらいを想定していると。そうすれば想定した人数からして、この3つでお手洗いが足りるのかどうか。確かに私もわかりますよ、今回のこの工事というのが改修工事だというのは。でもそういう中で、不都合があったら都合のいいように直していくのが改修工事でしょう。今まで和式のお手洗いだっただのが、なかなか時代に合わない、ニーズに合わないということで洋式にかえていくわけでしょう。前の体育館をつくったときにそのところは緊急避難

に、できた当時ですよ、緊急避難場所として指定をしていたかどうか私は知りませんが、でもどこでも災害があったときに問題になるのは、お手洗いの数なんですよということを言っているんですよ。それでも、最初一回決めたんだからこれでいくんですよと、検討も何もしませんという考えではなくて、いろんな角度から検討してみた結果、要らないということに結論づいたというのであればまだわかるんですけども、検討もしませんと、これは今回は改修だからといって。でも改修といえどもそこに不都合があるからその不都合を都合よくするための改修でしょう、和式を洋式に直すというのは。

そして、今最初に局長から説明したのが、緊急避難場所としての指定をしている体育館ですということがあったわけですから。だから、緊急避難のときにそれで十分足りるか、どうですかと。あっちにある、こっちにありますという話ではないんだと思うんです。それぞれにだから緊急避難場所というのが、そこに収容できる人数に対してどのぐらい必要かというのがあつたわけでしょう。どなたが答えるか知りませんが、最終的には町長が答えるんでしょうけれども、町長の頭の考えの中では、もうそれ一回決めたんだからこれで終わりということではないでなくて、少なくとも形はここからちょっとつけ足すことも可能だと思うんですよ。今回の契約はこのままかもしれません。しかし、一緒に工事をする、別工事になるかもしれませんが、そういうことも本当に考慮したときには、そういうものが必要ではないかということに考え方が達すれば、後からでは大変だと思うんです。ついでに一緒にやってしまったほうが楽なんですよ。そういう機会でもありますので、ぜひとも一考をお願いしたいと思いますけれども、人数の確認と、一考をするかどうか。局長、緊急避難場所に指定したけれども何人入るか知らないよと、そんな責任のない回答は絶対しないでくださいね、子供ではないんだから。

議 長（岸 祐次君） 大沢教育長。

〔教育長 大沢 清君発言〕

教 育 長（大沢 清君） ただいまの収容者の人数でございますけれども、これにつきましては地域防災計画の中に載っているかと思っておりますけれども、今ちょっと確認はできないんですけれども、一応、千何人くらいだったかと思うんです。今ちょっと手元にないものですから、一応そういうことになっております。

それから、先ほどから改修という話をさせていただいておりますけれども、これは防衛の補助事業として採択していただくと。そんなことで、防衛に改修内容につきましても、当然事前にこんな改修をしたいんだということで、防衛のほうで了解をもらって、ある程度設計をさせていただいております。そういったことで、定額ではございますけれども防衛から7, 410万円、定額で防衛の補助をいただくということでございます。

それで、要するに施設が老朽化をしているとそういうことで、柔道場ですとかそういう

ところの改修が主でございます。その中で、実はここは災害時の緊急避難場所にもなっているということで、そのときにトイレも和式のトイレ等もあるので、これも一緒に改修したい。それならいいでしょうということで防衛のほうから了解をいただきまして、それを和式から洋式に改修する、それも一緒にやるとそういうことでございます。使用人数的に施設が不足しているかということになると、千何人くらい、ちょっと手元にはないんですけども、地域防災計画の使用人数が入ったときに果たして十分かということ、客観的に見て不足するだろうなということはあるかもしれませんが、一応採択の要件の中に今の形を改修するということでそんな補助を認可いただいているということでございますので、この工事の中ではあくまで今ある施設を改修する、場合によっては段差のある部分につきましては、それも緊急避難場所ということでもありますので、その部分も一部改修させていただきたい。そんな許可をいただいて今回発注させていただいた経緯がございますので、ご理解をいただければと思っております。

以上でございます。

議 長（岸 祐次君） ほかにありませんか。失礼しました、石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町 長（石関 昭君） 今、教育長が言ったとおりなので、そういった方向で今回はやらせていただきたいと思います。

議 長（岸 祐次君） 小池議員。

〔15番 小池春雄君発言〕

15番（小池春雄君） 私は先ほど建物はこれはわかりましたと、これは補修事業ですと。でもこういう工事ですから、そこで1,000人収容だということであれば、客観的に見てお手洗いが足りないんだというのであれば、今回のこの計画はこれでしょう。でも別工事でも何でも何とかこの機会に、ここのお手洗いを1,000人に対して整合性をとるためというものもつくる考えはございませんかということを知っているんですから、そこを議長、聞いていてその回答がありませんよと言ってください。答えてもらってください。

議 長（岸 祐次君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町 長（石関 昭君） 再三申し上げているとおり、今回の工事は今の工事でやらせていただきたいと思います。また、小池議員が言っていることについては、またよく研究してやりたいと思っております。

議 長（岸 祐次君） よろしいですか。ほかにもございませんか。
柴崎議員。

〔5番 柴崎徳一郎君発言〕

5 番（柴崎徳一郎君） 工事の内容につきましてちょっとお尋ねしたいんですけども、7ページの分別解体について、もう少しちょっと項目の細部についてお聞かせいただけたらと思います。

それと、アスベストについてはかかわりはないのかどうか、お尋ねします。

議長（岸 祐次君） 南雲教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 南雲尚雄君発言〕

教育委員会事務局長（南雲尚雄君） 分別解体の内容ということではありますが、解体ですので、では何を解体するのかという内容になるかと思うんですが、今設計の中では、例えば建物のコンクリート、土間コンクリートとか壁のコンクリートブロック、こういったブロック系、それから天井部で一部使われておりますガラスウールボード、または木材でありますけれども木製の建具、こういった類いのものを解体する予定であります。

アスベストに関しては、この社会体育館は使用しておりませんので、それは安心していただけます。

議長（岸 祐次君） よろしいですか。ほかにございますか。

平形議員。

〔12番 平形 薫君発言〕

12番（平形 薫君） 関連の質問になってしまうんですけども、やはり昔建ててあったものただ単純な改修工事のものが出されておるわけなんですけれども、時代とともにやっぱり改修といえども使い勝手は変わってくると思うんです。今言ったような避難場所に指定されていた時期があったかもしれませんが、その昔避難場所であったところがこういう機能を持っていればいいというときと、また今とは要求される仕様が変わってくると思うんです。ですから、1億数千万円、2億円弱ぐらいのお金はかかるわけなんで、こういう大きな改修工事となったならば、やはりもう一回この社会体育館の改修というのはどういうふうにやっていったらいいんだろうかとまず考えて、結局は言いたいことは、町長、やっぱりどこか諮問して改修案を検討すべきじゃないかなと思うんです。今回はもうこれで改修でいくと再三にわたって執行側が言っていらっしゃるので、これを小池議員の言うようにトイレは別枠で考えるとかという方法もあると思うんですけども、基本的には、やはりこれだけの大きなお金を動かすのであるならば、時代時代によって箱物が要求される仕様が変わってくるわけなので、やはり諮問をして意見をまとめてから改修案を精査するという方法論が必要かなと思うんですけども、町長、いかがでしょうか。

議長（岸 祐次君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町 長（石関 昭君） 今回の工事にかかる前には、体育館の施設を使う人には十二分に話を聞いて、こういったことで工事をするということでやってまいりました。いわゆる降って湧いたような仕事ではないとご理解はいただきたいと思っております。ですから、今回せっかく工事をするのだから和式ではなく、そういったことでトイレはではやっていこうということでやったのが実際ではあります。今あそこは耐震性はできておりますから結構なんですけれども、天井のことなんかも出ましたけれども、天井なんかももう一回あそここのところに天井を張ったらいいかという人もおりました。だがしかし、今つり天井というのは余り許可されないということの中においては、一旦はあの天井も一回改修をして直したと思っております。それを耐震性、あるいは危ないということでわざわざとったということも実態ではないかなと。いわゆる今のある体育館の中の現状をいかにしてよくするかということを考えながらやったということで、人に聞かないでやったのではなく関係する人にはよく聞いて物事をやったというのが実態でもあります。

議 長（岸 祐次君） よろしいですか。ほかにありませんか。
4 番五十嵐議員。

〔4 番 五十嵐善一君発言〕

4 番（五十嵐善一君） 請負代金のことに関して1点だけお尋ねいたします。

総工費が1億6,632万円ということですが、平成27年度の当初予算で計上されている社会体育館改修工事、これが1億6,474万4,000円となっておりますね。これを単純に引き算しますと158万円のマイナス、足が出るわけですが、入札執行調書を見ていきますと1回の入札でもって池下工業に落札ということになっておりますが、この辺の予算的にマイナスが出たにもかかわらず1回目の入札で落札したところのお考えをお示しいただければと思います。

議 長（岸 祐次君） 南雲教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 南雲尚雄君発言〕

教育委員会事務局長（南雲尚雄君） 平成27年度の当初予算書の保健体育の項目なんですけれども、これを見ていきますと、社会体育館の改修工事1億6,474万4,000円。今回の契約額が1億6,632万円、当然不足額が生じてはおりますが、契約する場合は節というのか、15節の中に工事請負費という項目がありまして、その総額が1億6,654万4,000円で現在もこの金額はあるわけなんです、この節の中に契約金額があれば契約できるということになっておりますので、総額でこの金額がクリアできていれば契約は可能だということになります。

議 長（岸 祐次君） よろしいですか。ほかにありますか。
8 番村越議員。

〔8番 村越哲夫君発言〕

8 番（村越哲夫君） 工事そのものもさることながら、入札の金額についてお尋ねしたいんですが、かなり入札の12社の金額が拮抗しております。その中で予定価格、そしてまた最低価格の金額を教えてくださいと思っています。

議長（岸 祐次君） 大澤財務課長。

〔財務課長 大澤弘幸君発言〕

財務課長（大澤弘幸君） 予定価格につきましては1億5,762万円で、消費税及び地方消費税は除く額でございます。

最低制限価格につきましては、公表はしておりません。

議長（岸 祐次君） よろしいですか。ほかにごありますか。

1番富岡議員。

〔1番 富岡大志君発言〕

1 番（富岡大志君） 緊急避難場所に指定されているということなんですけれども、ちょっと先ほどのトイレの件なんですけれども、障害者が避難されて来た場合なんですけれども、障害者用のトイレの設備というのが見当たらないんですけれども、そこについて説明をお願いします。

議長（岸 祐次君） 南雲教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 南雲尚雄君発言〕

教育委員会事務局長（南雲尚雄君） 今回の改修事業では、障害者対応のトイレは計画には入れておりませんでした。あくまでも、現在ある社会体育館の機能を保ちつつ悪いところを改修し、なおかつ緊急避難で弱者に対応できるトイレの改修という内容になっておりますので、今回は障害者用ではありませんので、ご了解いただければと思います。

議長（岸 祐次君） 1番富岡議員。

〔1番 富岡大志君発言〕

1 番（富岡大志君） そうすると、トイレの中に手すりなどをつけていただけるような対応も難しいということなんでしょうか。

議長（岸 祐次君） 南雲教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 南雲尚雄君発言〕

教育委員会事務局長（南雲尚雄君） 今のところ当初設計では手すり等はまだ含まれておりませんが、当然これは弱者ですので手すりがあるべきかなと思いますので、ご指摘のとおりちょっと検討していきたいと思います。

議長（岸 祐次君） よろしいですか。ほかにごありますか。

2番大林議員。

〔2番 大林裕子君発言〕

2 番(大林裕子君) 私も図面の見方がよくわからないんですけども、ちょっと見る限り水飲み場ですか、そういった水を飲む場所あるいは手を洗う場所、そういった流しのような場所が見当たらないんですけども、それについては何か要望もなかったんでしょうか。

議長(岸 祐次君) 南雲教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 南雲尚雄君発言〕

教育委員会事務局長(南雲尚雄君) 先ほどから申し上げておるとおりなんですけど、社会体育館は限られたスペースでありまして、その中にある施設が老朽化したことによってそれを支障のないように改修をしていくという内容になっております。したがって、トイレの増設と小池議員からもお話があったんですけど、やはり限られたスペースの中で改修していくという根本的な制限がありますので、水飲み場、それから洗面所等については現在あるところの施設を使いやすいものに改修をするという内容でありますので、ちょっと図面等が見にくいかもしれませんが洗面所等もありますので、現在の洗面所を使いやすいように改修するという内容になっております。

議長(岸 祐次君) よろしいですか。

2番大林議員。

〔2番 大林裕子君発言〕

2 番(大林裕子君) 先ほどから議論になっていると思うんですけども、せっかく改修の機会ですので、なるべく使い勝手のいいような、少し費用はかかるかと思うんですけども、そういうことを念頭に置いてやっていただけたらと思っております。

あと、洗面所については、どこにあるんでしょうか。

議長(岸 祐次君) 南雲教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 南雲尚雄君発言〕

教育委員会事務局長(南雲尚雄君) 洗面所の場所につきましてはトイレの脇でございます。

議長(岸 祐次君) よろしいですか。ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長(岸 祐次君) それでは、質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第40号は、吉岡町議会会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。(「異議あり」「議員からの発言もあるし、委員会付託の省略発言も出ていないよ」の声あり)

それでは、異議ありのご意見がございましたので、起立採決により……(「議長、休憩してください」の声あり)

では、休憩します。

午後2時23分休憩

午後2時40分再開

議長（岸 祐次君） それでは、会議を再開します。

異議ありの声がありましたので、起立により採決します。

委員会付託省略に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（岸 祐次君） 起立多数。

よって、委員会付託は省略されました。

休憩します。

午後2時41分休憩

午後2時54分再開

議長（岸 祐次君） それでは、会議を再開します。

これより討論を行います。討論ありませんか。

小池議員。

〔15番 小池春雄君登壇〕

15番（小池春雄君） それでは、ただいま議題になっております議案第40号について、反対の立場で討論を行いたいと思っております。

私は、全く当初から反対の立場というものをとる考えはございませんでした。

まず、第1番目に議長に対し猛省を促したいと思えます。本来であればこの40号議案、それぞれの議員皆さんからそれぞれの意見が出されました。私は出された意見をもっともな意見だと思っております。まさにこういう一つの議案に対してこれだけの議論があった、このことを私は議論百出というんだと思っております。そうであれば、確かに議長の権限として委員会付託を省略するという発議をすることは可能であります。しかし、皆さん、考えてください。議場の中では委員会付託は条件であります。しかし、発議によって委員会付託を省略することができるとなっています。本来は黙ってこれは、ましてこれだけの議論があったものというのは委員会に付託すると。そして、十分に議員それぞれの皆さんの声を聞いて、よりよい契約にするというのが本来の議案であります。

しかし、それを委員会に付託をして議員の皆さんが細かく審査する、出されたさまざまな問題について改善点を町に求める、こういう機会をそのことによって逸してしまうという結果になりました。私は、これだけ皆さんの意見があるのであれば、そしてまた方法が

それしかないというものは一度議決したものはもうもとに戻すことができません。できるものなら私は一度否決をして、そしてまた再提出を願って、そしてそれぞれのまた議員の皆さんの意見で、今回の今提出されております社会体育館の改修工事が、本当に住民に求められたものになっていくのではないかと考えております。

今回のこの議案、緊急災害時の指定場所というのがありました。そしてそのときに、お手洗いはどうだろうか、1,000人ぐらい収容できるそうです。しかし、お手洗いが男女とも3つということでもあります。

そしてまた、大林議員からも意見がありました。なるほど、私はその女性の視点らしい考えだと思いました。これは、体育館というところで、また緊急避難所として、洗面ですね、手を洗ったりまた水を飲んだりするところがお手洗いのところにありますと。でもそういうものはしっかりちゃんと緊急避難場所として整えてほしい、これは切なる願いだと思っております。

また、富岡議員からあったような、災害があったとき避難する場所ですから当然障害のある方もおります。そういう人たちがここでいつきを過ごすわけですね。そういうために今回の改修もあるんだと思っております。しかし、そういう意見があっても町はなかなかそれを聞き入れるような姿勢は示しませんでした。

こういう問題であればこそ議会の出番で、議会がしっかりと住民の声を声としてその建物に反映させていく、これが本来の私は議員の役目だと思っております。私は、本当はこれに反対はしたくないんです。しかし、ここまで議会の進行が進んでしまった以上はやむを得ないと思っております。そういう形で再度否決をして、そしてまた出し直しをしていただきまして住民の期待に応えられる体育館の改修工事になるということを切に願って、反対討論いたします。

議長（岸 祐次君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岸 祐次君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより、起立によって採決を行います。（「議長」の声あり）

平形議員。

〔12番 平形 薫君発言〕

12番（平形 薫君） 休憩をお願いします。

議長（岸 祐次君） では、休憩します。

午後3時00分休憩

午後3時05分再開

議長（岸 祐次君） それでは、会議を再開します。

これより、起立によって採決を行います。

議案第40号 平成27年度吉岡町社会体育館改修工事請負契約の締結について原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（岸 祐次君） 起立多数です。

よって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

日程第4 議会議員の派遣について

議長（岸 祐次君） 日程第4、議員派遣についてを議題といたします。

お諮りします。

お手元に配付してあるとおり、議員研修のため議員派遣することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（岸 祐次君） 異議なしと認めます。

よって、お手元配付資料のとおり議員派遣することに決定しました。

これで、本日の会議を閉じます。

町長挨拶

議長（岸 祐次君） 閉会の前に、町長の挨拶の申し入れを許可します。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 臨時議会の閉会に当たりまして、一言挨拶を申し上げます。

本日は、議案1件を上程させていただきましたが、長時間にわたりまして慎重審議の上可決をいただきまして、大変ありがとうございました。

大勢の皆様からご質問をいただきました。いろんな面でこれからもそういったことをいろんなことで行政といたしましても皆様の意見を取り入れながらやっていきたいと思っております。

何かと変わりやすい時期ではありますが、議員皆様には健康には十分ご自愛をいただきまして、ますますのご活躍をご祈念申し上げまして、簡単ではございますが閉会に当たっての挨拶とさせていただきます。

本日は大変お世話になりました。ありがとうございました。

閉 会

議 長（岸 祐次君） 以上をもちまして、平成27年第3回吉岡町議会臨時会を閉会します。
お疲れさまでした。

午後3時08分閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

吉岡町議会議長 岸 祐 次

吉岡町議会議員 柴 崎 徳 一 郎

吉岡町議会議員 竹 内 憲 明